

熊取町指名競争入札要綱

(平成20年3月31日制定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第2項の規定に基づき、町が発注する建設工事並びに測量、設計、監理、地質調査及び建設コンサルタントに関する業務を指名競争入札に付する場合の当該入札に参加することができる者（以下「建設業者等」という。）の等級別区分及び建設業者等の選定等について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 本要綱の対象工事は、土木一式工事、建築一式工事、水道工事、舗装工事（以下「対象工事」という。）とする。

- 2 本要綱の対象業務は、測量、設計、監理、地質調査及び建設コンサルタントに関する業務（以下「コンサルタント業務」という。）とする。
- 3 前2項に掲げる以外の業種の工事及び業務は、必要に応じ対象とすることができる。

(等級別区分の対象)

第3条 等級別区分の対象とする建設業者等は、町の入札参加資格審査を経て登録された者とする。

- 2 等級別区分の対象とする建設業者等の発注区分は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 町内に本店を有し、かつ、そこを営業の拠点としている建設業者等（以下「町内業者」という）は、1業者につき希望するすべての発注区分を等級別区分の対象とする。
 - (2) 町外に本店を有し、かつ、町内に支店、営業所等を置いている建設業者等（以下「準町内業者」という）は、1業者につき第1希望の発注区分を等級別区分の対象とする。
 - (3) 前2号以外の建設業者等（以下「町外業者」という）は、1業者につき第1希望の発注区分を等級別区分の対象とする。

(等級別区分の方法)

第4条 建設工事に関する等級別区分の対象とする業者（以下「建設業者」という。）の等級別区分は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査結果の総合数値に基づき行うものとする。

- 2 建設業者の等級別区分で、前項の総合数値に基づき別表-1の等級がA等級及びB等級となる建設業者は、特定建設業の許可を有することを要件とする。
- 3 コンサルタント業務に関する等級別区分の対象とする業者（以下「コンサルタント業者」という。）の等級別区分は、「建設コンサルタント業務等請負業者の

資格を定める場合の総合点数の算定要領」(平成6年11月14日建設省厚契第16号)により算出した評点(以下「総合点数」という。)に基づき行うものとする。

(等級別区分)

第5条 建設業者の等級別区分は、別表-1によるものとする。

2 コンサルタント業者の等級別区分は、別表-2によるものとする。

(等級別区分の有効期間)

第6条 この要綱に基づき決定された等級別区分の有効期間は、当該等級別区分の決定の日から当該決定の日の属する年度の末日までとする。

(建設業者等への通知)

第7条 町長は、この要綱に基づき等級別区分を決定したときは、次の各号の方法により公開するものとし、この公開をもって建設業者等へ通知したものとする。

- (1) 役場住民情報コーナー
- (2) 町のホームページへの掲載

(建設業者の選定)

第8条 対象工事において指名競争入札に参加させる者(以下「指名業者」という。)は、別表-1の等級別区分により第3条第2項に規定する建設業者等の中から、同条同項第1号の建設業者を優先し、次に掲げる方法により選定するものとする。ただし、当該対象工事の手持ち工事(随意契約を除く)のある業者については選定しない。

- (1) 町内業者については、対象工事ごとに必要な建設業許可を有する全業者を毎回選定するものとする。
 - (2) 準町内業者、町外業者については、対象工事ごとに抽選により必要な建設業許可を有する1者以上を選定するものとする。なお、一度抽選により、選定された業者は、入札に参加するしないに関わらず、同一業者区分内に一度も選定されていない業者が存在する場合は、同一年度内には、抽選の対象としない。
- 2 次に掲げる場合においては、前項の適用をしないことができる。
- (1) 同一等級別区分に属する有資格者が少数である場合
 - (2) 特殊な技術・機材を要する建設工事である場合
 - (3) 緊急性のある建設工事(応急復旧工事を含む)である場合
 - (4) その他町長が特に必要と認める場合
- 3 同一発注日に複数の対象工事の選定を受けた業者は、工事の発注区分ごとに1件落札した場合は、以後の同一発注区分の工事の入札には参加できないものとする。

(コンサルタント業者の選定)

第9条 対象業務における指名業者は、別表-2の等級別区分により第3条第2項

に規定する建設業者等の中から次に掲げる方法により選定するものとする。

- (1) 町内業者、準町内業者については、対象業務ごとに必要な登録許可等を有する全業者を毎回選定するものとする。
 - (2) 町外業者については、対象業務ごとに抽選により必要な登録許可等を有する者を選定するものとする。なお、一度抽選により選定された業者は、入札に参加するしないに関わらず、一度も選定されていない業者が存在する場合は、同一年度内には、抽選の対象としない。
- 2 次に掲げる場合においては、前項の適用をしないことができる。
- (1) 同一等級別区分に属する有資格者が少数である場合
 - (2) 特殊な技術等を要するコンサルタント業務である場合
 - (3) 緊急性のあるコンサルタント業務である場合
 - (4) その他町長が特に必要と認める場合

(指名業者数)

第10条 建設業者の指名業者数は、原則として5者以上とする。

2 コンサルタント業者の指名業者数は、原則として10者以上とする。

(選定の基準)

第11条 第8条及び第9条、第10条に基づき指名業者を選定しようとするときは、次の各号に定める事項に留意して行うものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 社会的及び経済的信用状況
- (3) 同等又は類似の工事又は業務の実績
- (4) 手持工事及び業務の状況
- (5) 技術者の状況
- (6) 当該工事等で必要とする建設業等の許可又は資格

(指名の通知)

第12条 指名の通知は、指名業者に対し、入札関係書類を郵送する日の前日までに原則としてFAXにより行うものとする。

2 指名通知書は、入札関係書類郵送時に交付するものとする。

3 指名の効力は、前項通知書を指名業者又はその使用人が受領したときに生ずるものとする。

(入札関係書類の交付)

第13条 前条第1項による指名業者に対し、次の各号の書類を交付する。

- (1) 指名通知書
- (2) 競争入札参加者心得
- (3) 入札書
- (4) 設計図書その他の書類

(設計図書等に対する質問及び回答)

第14条 設計図書等を送付された者が、設計図書等の内容に質問がある場合は、町指定の質疑書により、FAX等で送信するものとする。

2 前項の質問の受付期間は、指名通知書により設定するものとする。

3 前2項による質問に対する回答は、受付期間終了後、原則として4日以内(土日祝日を含まない。)に、次のいずれかの方法により行うものとする。

(1) 設計図書等を送付された者全てに対するFAX等による送信

(2) 町のホームページにおける公表

(入札書の失格及び審査)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

(1) 虚偽の資料を提出した者

(2) 予定価格を超える価格の入札書を提出した者

(3) 最低制限価格を設定している場合において、その価格未満の金額の入札書を提出した者

(見積期間)

第16条 入札関係書類を交付した日から入札までの期間は、建設業法施行令第6条の規定による。

(入札書の提出方法)

第17条 入札書等の提出方法は、熊取町建設工事等における郵便入札実施要領に定める郵送方法による。

(入札書等の受領及び管理等)

第18条 入札契約担当課は、原則として開札日に、熊取郵便局留の入札関係書類を同郵便局窓口で受領するものとする。

2 入札書等の到着の確認の問い合わせには、一切応じないものとする。

3 一度提出された入札書等の書替え、引換え又は撤回は認めないものとする。

(開札)

第19条 開札は、指名通知書に示す日時及び場所にて行うものとする。

2 開札には、入札者またはその代理人(以下「当該入札者等」という。)が立ち会うことができる。

3 入札執行回数は、1回とする。

4 入札契約担当課は、同じ最低価格をもって入札した者が2者以上ある場合は直ちに、当該入札者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。ただし、当該入札者等が開札に立ち会っていないときには、入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

5 入札契約担当課は、開札後、落札者である入札者名とその入札金額を読み上げ、開札を終了するものとする。

(指名の辞退等)

第20条 指名業者が指名を辞退するときは、文書で遅滞なくその旨を届け出させるものとする。

(入札関係書類の交付の延期等)

第21条 入札関係書類郵送前に、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、当該入札関係書類の郵送を延期し、又はとりやめることができるものとする。

(入札参加停止等)

第22条 熊取町入札参加停止要綱に基づく入札参加停止業者（以下「入札参加停止業者」という。）及び熊取町契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）は指名しないものとする。

(指名取消し)

第23条 入札参加停止業者若しくは入札参加除外者となった場合又は契約の相手方としてふさわしくない者であることが明らかになった場合には、すでに通知した指名を取り消すものとする。

(入札結果等の公表)

第24条 対象工事の入札結果については、落札者決定後に速やかに公表するものとする。

2 前項の公表までの間、入札の結果の問い合わせには、一切応じないものとする。

(費用の負担)

第25条 設計図書、入札書等の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、入札参加者が負担するものとする。

(委任)

第26条 この要綱の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表－1（第5条関係）

種類	等級	総合数値	発注基準額
土水舗 木道装 一工工 式事事 工事	A	850点以上	2億円以上
	B	700点以上 850点未満	3,000万円以上 2億円未満
	C	600点以上 700点未満	500万円以上 3,000万円未満
	D	600点未満	130万円以上 500万円未満
建築 一式工 事	A	850点以上	3億円以上
	B	700点以上 850点未満	5,000万円以上 3億円未満
	C	600点以上 700点未満	1,500万円以上 5,000万円未満
	D	600点未満	130万円以上 1,500万円未満

別表－2（第5条関係）

種類	等級	総合点数	発注基準額
コンサル タント 業務	A	240点以上	1,500万円以上
	B	160点以上 240点未満	500万円以上 1,500万円未満
	C	160点未満	500万円未満